

C 第三者評価結果入力シート（一時保護所）

種別	一時保護所
①第三者評価機関名	
株式会社 地域計画連合	
②評価調査者	
井上 真樹	
中西 進	
姫野 亜紀	
菊池 匡	
③施設名等	
名称：	さいたま市南部児童相談所一時保護所
施設長氏名：	米山 一則
定 員：	44名定員（50名入所）2025.2.3現在
所在地（都道府県）：	
所在地（市町村以下）：	
T E L：	
U R L：	
【施設の概要】	
開設年月日	2018年2月1日
経営法人・設置主体（法人名等）：	さいたま市 南部児童相談所
職員数 常勤職員：	52名
職員数 非常勤職員：	4名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	27名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	17名
有資格職員の名称（ウ）	教諭
上記有資格職員の人数：	4名
有資格職員の名称（エ）	看護師
上記有資格職員の人数：	3名
有資格職員の名称（オ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	心理士
上記有資格職員の人数：	3名
施設設備の概要（ア）居室数：	
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	
④理念・基本方針	
1)安心・安全な環境作り『「衣食住医」の保証』『変化に気づく目・感じる心』 2)公平な処遇『職員の共通理解・共通行動』『「職員の意識の差」の解消』 3)職員の誠心誠意『「児童の幸せのため」の配慮』『「絆(つながり)」「心の育成」の重視』	
⑤施設の特徴的な取組	
※事業プロフィール（今後の重要な課題） 1)入所児童の権利擁護について共通の理解を高める 2)公平な処遇のため職務に必要な知識の伝達・研修 3)人や社会とのつながりの上に立った運営（指導・支援）	
⑥第三者評価の受審状況	
評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/11/8
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2025/3/24
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和3年度

⑦総評

【良い点】

1. 新たに子どもアドボケーターを配置し、意見箱を含めた子どもの声を聴いて権利に配慮する仕組みを作っている
あるユニットでは、誰でもがアクセスしやすい、わかりやすい場所である手洗い場の前に「おはなしポスト」が設置されていて、子どもたちが「おはなしやくそくチケット」を記入して投函している。子どもアドボケーターとして新たに2名の弁護士を配置し、子どもの意見の形成を支援し、意見を聴きとって把握して子どもの希望に応じた意見表明を支援している。意見箱は分かりやすい位置に設置され、子どもの意見に対する回答は、管理職が直接子どもに複数回説明する仕組みを構築している。意見箱に投函された意見は、内容を記録して対応が可能かを検討している。生活に対して表明された子どもの意見は職員が検討している。今後、さらなる子どもの意見を尊重するための仕組み作りの進展が期待される。

2. 建物内に関連する事業所が入っており、利便性が高く、連携が取れている

同一の建物4階には北部児童相談所・南部児童相談所、3階には児童心理治療施設（子どもケアホーム）が入っている。また、教育相談室や心の健康センターも同居しており、相互に関係する機関が同居することで支援する側の利便性が高位に保たれ、そのことから連携も取りやすいメリットがある。児童福祉司は子どもの保護に大きく関わるためこの利便性はメリットとして働いている。また、偶発的事象の即時の対応や大規模災害が起きた際にも対応が可能となっている。

3. 二重チェックなどの仕組みを組み込んだ、安全な服薬管理・支援のシステムが構築できている

一時保護所に入所する多くの子どもは医療的支援を受けており、定時薬の処方を受けている場合も多い。そのため、一時保護所では飲み忘れや飲み過ぎ等がないよう、内服薬を中心とした一定の薬剤を預り、保管し、内服するところまで確認している。管理と配薬は看護師が中心を担っており、子ども毎にポーチを用意し、薬剤をセットしている。指導員はそれらセットされた薬剤を子どもに手渡し、目目で服薬ができたことを確認している。薬剤が入っていた空袋は回収し、最終的に看護師が二重チェックをして服薬管理を徹底している。

【更なる改善点】

1. 一時保護所としての総合的な事業計画の策定に期待したい

児童相談所内でのアンケート結果を踏まえて、児童相談所の組織目標が策定され、組織目標の中に一時保護所の目標も盛り込まれている。組織目標は人事評価の一環として職員の個人目標に落とし込まれ、年度当初の調整と年度末の振り返りにより個人の達成状況の評価がおこなわれている。組織目標に対し、一時保護所としてどのように対応するかを含め、将来的に一時保護所の理念の実現を目指すためには、中長期的な方針と具体的な行動計画が必要である。職員の希望やニーズを盛り込んだ、一時保護所としての総合的な事業計画の策定に期待したい。

2. 職員のメンタルヘルス・ストレスチェックの仕組みの導入が望まれる

職員調査結果では、職場の人間関係が良く、相談・連携がしやすいといった趣旨のコメントが多く出され、人間関係が良好な職場であることが窺える。個人面談の機会での相談も可能であり、日常的にベテラン指導員やリーダーからのスーパーバイズやアドバイスも受けられる環境となっている。一方で職員のメンタルやストレスの状態について客観的に把握する仕組みが導入されていない。組織的なパフォーマンスの向上のためにも定期的に職員のメンタルやストレスの状態を把握し、職員のメンタルの改善に役立てたい。

3. 会話が弾む楽しい食卓でありたい、また、食卓の輪に職員も加わり、会話を交わしたい

1日3回の食事を提供しているが、食事中の子ども間の会話は一切なく、黙食である。新型コロナウイルス感染症対策の1つとして始まった黙食であるが、新型コロナウイルス感染症が5類となった今でも継続している。プライバシーを守りながらも、楽しめる食事の提供という観点から、見直すべき時期である。また、子どもだけでテーブルを囲んで食事をしており、職員は全体を見渡せる位置に付いて見守りを行っているが、人員を確保した上で、職員も中に入って、子どもたちと会話を交わすことも大切な支援の1つと考えられる。ぜひ検討されたい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

さいたま市南部児童相談所一時保護所は3年ぶり2回目の第三者評価を受審しました。前回ご指摘いただいた項目について外部講師を招き職員研修を行うなど改善に取り組ませていただきました結果、今年度につきましては「子どもの声を聴いて権利に配慮する仕組み」「他機関との連携」「安全な服薬管理支援」について高い評価をいただきました。

一方、改善点として「総合的な事業計画の策定」「職員のメンタルヘルス・ストレスチェック機能」「一時保護児童の家庭的な食事風景」など多くのご指摘をいただきましたので、職員間で情報を共有し、早急に改善に向けた取り組みを進めてまいります。

実施状況

【判断基準】 ごとに、○、△、× のいずれかを選択

評価基準

s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態

a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

b：「a」に向けた取組みの余地がある状態

c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三者評価結果（一時保護所）

共通評価基準（65項目）

I 子ども本位の養育・支援（14項目）

1 子どもの権利保障（NO.1～11）

[No. 1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか		第三者 評価結果
[No. 1] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか		A
□子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか		○
□子どもの権利が侵害された時の相談及びその方法を説明しているか		○
【コメント】		
入所時のインテーク、生活の中で権利ノート等を用いて担当から子どもの権利、ルールを説明している。権利ノートに新たに子どもアドボケートの記述を加えている。また、意見表明制度、児童養護審査部会の案内をし、子どもの権利が侵害された時の相談、方法を伝えている。ユニットごとに「ルール説明」を資料にまとめ、施設内、リビングの壁に掲示して活用している。今後、①職員の会議で検討し、幼児、小学生（低学年）の子どもが権利の理解をさらに深められるような年齢に応じた権利ノートを作成した説明、②入所時だけでなく、子どもと職員で集まる場で権利ノートを活用した説明、③子どもが記述する日記に職員がコメントして伝えて権利の重要性を感じられるようにすること等も期待されている。		
[No. 2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか		第三者 評価結果
[No. 2] 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか		B
□子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか		○
□子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組が行われているか		△
【コメント】		
意見箱は、各ユニットで学習室のようにわかりやすく子どもがアクセスしやすい位置に設置している。継続的に意見箱への投函があって内容を記録して、児童が意見・要望・苦情等を表明できる仕組みが機能している。職員に要望すれば、子どもの考えを手紙にし、家族、児童福祉司、児童相談所長への送信も可能である。投函された意見への回答として管理職が直接児童に説明することも複数回実施している。また、週に一度入所児童の意見を確認する日を設け、指導員側で精査した後に児童へ結果を伝えている。今後、子どもの意見を尊重する仕組み作りをさらに検討することが望まれる。		
[No. 3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか		第三者 評価結果
[No. 3] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか		B
□一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか		○
□不服申し立ての方法等について、保護者に示しているか		×
【コメント】		
担当児童福祉司と情報共有してインテーク時に一時保護の理由や目的、保護の期間、生活、注意事項等を子どもと一緒に話し合っている。一時保護中の生活について、係長や指導員がルールを含めて年齢に応じて分かりやすいよう丁寧に説明をしている。不服申し立ての方法や保護者への説明は児童福祉司がしていて一時保護所の職員は説明していない。今後、入所説明時における子どもの理解や合意状況について、子どもに一体的な対応をするため、適時に児童福祉司からフィードバックを得る取り組みのさらなる促進が望まれる。		

[No. 4] 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか		第三者 評価結果
[No. 4]	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
	保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか	○
【コメント】		
子どもごとに担当の指導員と保育士を配置し、担当児童福祉司と進捗状況を定期的に確認して面接を実施している。子どもの要望に応じて話も聞いている。子どもの課題を踏まえた計画的に支援をしている。今後、児童福祉司と家族との調整状況について役割分担を確認し、一時保護の見通し、保護継続の場合の説明等を子どもの発達段階による伝えていくことが望まれる。		
[No. 5] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか		第三者 評価結果
[No. 5]	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
	☐ 一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか	○
	☐ 子どもや保護者等の意見等を踏まえ、一時保護解除時期、解除後の生活等について十分に検討しているか	○
	☐ 一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか	○
	☐ 一時保護解除の理由、解除後の生活等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応しているか	○
	☐ 里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア等を行っているか	○
【コメント】		
一時保護所の担当指導員が子どもの様子、意見や気持ち等を聞いた情報を担当の児童福祉司に提供し、一時保護解除の判断材料としている。児童福祉司と連携して子どもに適切な説明ができるように子どもの最善の利益になるように努めている。一時保護所が定員超過によって急な退所の決定、退所後の選択肢が限定され、一時保護の解除について希望にそえない場合がある。今後、里親委託や施設入所等に移行する子どもは、複数回に渡って短期宿泊をする等、新たな養育場所になじめるよう慎重に支援し、一時保護所に帰所した際に担当指導員等が振り返りを行っている。保護者への説明は児童福祉司が実施している。今後、児童福祉司と連携し、保護解除の時期、解除後の生活について一時保護所として保護者等の意見を確認することが望まれる。		
[No. 6] 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか		第三者 評価結果
[No. 6]	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	A
	☐ 子どもが年齢に応じてSOSが出せるよう、エンパワメントを行っているか	○
	☐ 一時保護解除後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか	△
【コメント】		
子どもがつけている日記に職員が丁寧に返信し、子どもとの日常的な会話等をして、肯定的な感情を持つことができるように尽力している。日常的なかかわりで、いつでも助けてくれる人がいて、相談が可能なことを子どもに伝えている。一時保護解除後の具体的な相談窓口は、担当の児童福祉司がなっていることを子どもに伝えている。今後、一時保護解除後の相談先、相談方法、児童相談所全国ダイヤルの使い方を書類、資料としてまとめ、児童相談所として子どもに書類の形で提供する等の検討をすることが求められる。		

[No. 7] 外出、通学、通信、面会、行動等は適切に行われているか		第三者 評価結果
[No. 7] 外出、通学、通信、面会、行動等は適切に行われているか A ☐ 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか ☐ 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか ☐ 外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合には、理由や経過等に関する記録を留めているか ☐ 外出、通学、通信、面会、行動等の制限が不要な子どもについて、不要な制限がされないよう一時保護委託等を含めた十分な検討が行われているか		○ ○ △ ○
【コメント】 外出、通学、通信、面会、行動等は、児童福祉司の判断で実施している。一時保護中の外出について、担当児童福祉司や心理士に子どもの状況を確認し、脱走の企図や危険な行動の恐れがなければしている。通学は1か月に数回児童福祉司が子どもに付き添って学校に連れていく、定期試験のため通学するという実践例が今までにある。子どもの安全に配慮し、通信と面会、一時保護委託等が実施されている。行動制限が必要な子どもは、担当の児童福祉司に情報を提供し、一時保護委託等の検討を促している。今後、外出、通学、通信、面会、行動等の制限は、児童福祉司と確認しながら一時保護所の職員がかかわる方法、子どもに理解されるような伝え方、記録等をすることが求められる。		
[No. 8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか		第三者 評価結果
[No. 8] 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか A ☐ 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に連絡ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか ☐ 万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか ☐ 被措置児童等虐待の防止に努める取組等を行っているか		○ ○ ○
【コメント】 一時保護所で職員と子どもができる限り二人きりにならないよう配慮し、指導や相談で一対一にならざるを得ない場合は周囲から見渡せる窓のある個室で対応している。対応に苦慮する事例に対して他児童相談所の指導員経験者がアドバイスをするスーパービジョン研修、ペアレント・トレーニングの研修、コンプライアンス研修を実施している。今後、子どもや保護者に対して説明できるように、子どもの権利が侵害される事態、一時保護所内で被措置児童等虐待のようなことが起きた場合の相談先、対応方法、心のケア、再発防止、保護者への対応等を資料、図にまとめることが求められる。		
[No. 9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか		第三者 評価結果
[No. 9] 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか A ☐ 子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか ☐ 子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか ☐ 子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組を行っているか		○ ○ ○
【コメント】 子どもの変化に気づいて子ども同士における暴力や権利侵害が起こらずに常に大人の目が届くように指導員を配置している。子ども同士の関係で気になったり、嫌だったりした事があった時にはすぐに指導員や保育士に相談するように子どもに伝えている。職員は子どもの行動を見守り、小さなことにも目を配って、職員間の引継ぎで情報共有している。トラブルが生じた時には当事者の意見や状況の把握に努めて問題解決に取り組むような体制にし、他の職員とも情報共有をして再発防止に尽力している。暴力が発生した場合には子どもに個別対応をしてクールダウンできるようにした後に子どもから話を聞き、再発防止策が検討されている。マニュアルに基づき、暴力に対して個別対応を実施している。今後、暴力や権利侵害の予防について考えるために子ども同士が話し合える機会を提供できることが求められる。		

[No. 10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか		第三者 評価結果
[No. 10] 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか		A
文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか		△
【コメント】		
児童虐待、非行等の様々な背景のある子どもが一時保護所で生活しているので、なるべく個別対応を心がけるように配慮している。例えば、小集団のユニットであれば可能なこと、食事のアレルギー対応は、個別に対応できるようにしている。文化、慣習、宗教等によって生活や食の習慣に相違がある等の特別な配慮を必要とする子どもが把握する対応を児童福祉司は実施している。宗教上の禁忌がある可能性のある生活歴の児童は、予め担当の児童福祉司に情報収集を依頼し、工夫した献立を提供できる体制を組んでいる。今後、厳格な戒律がある児童が入所した場合、戒律に対しての知識を得て対応できるようにすることが望まれる。		
[No. 11] 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか		第三者 評価結果
[No. 11] 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか		B
性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか		△
【コメント】		
LGBTQ+のような性的なアイデンティティに配慮した対応として性にいろいろと課題を持つ子どもに生活の支援が必要だと感じている。性的なアイデンティティへの配慮について令和3年度の第三者評価において指摘された事を受け、令和4年度に大学教授を講師に招いて職員研修をした。研修によって配慮の理解が深まり、対応が必要になった場合にも適切な支援ができる体制となっている。性について子どもに周知するため、女子の風呂場には生理等の女性特有の事柄をまとめた掲示物がある。今後、性的なアイデンティティについての職員研修を継続して実施することで理解を深めながら、さらに子ども同士で話し合う場や学習の場で性について学ぶ機会の提供を加えていくことが求められている。居室、トイレ、入浴、準備する衣類、他の子どもとの関係性等の検討や、段階的に性的なアイデンティティに配慮した受入の対応が望まれる。		

2 養育・支援の基本 (NO.12~14)

[No. 12] 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか		第三者 評価結果
[No. 12]	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
	☐ 一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか	○
	☐ 子どもへの接し方、対応は適切であるか	○
	☐ 子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や療育を行っているか	○
	☐ 全ての子どもが被害を受けている、コミュニケーションに問題がある可能性を考慮したケアが行えているか	○
	☐ プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか	○
【コメント】		
子どもの支援方法では、情報や記録から児童の入所背景を確認し、約2週間～3週間後にされる子どもの観察会議で共有して背景に応じて工夫して対応している。対応が困難と思われる児童には一時保護所心理士、児童福祉司等も含めて多角的な視点から支援している。子どもの安全の視点で一時保護の受入れ可否を判断し、子どもが安心感、信頼感を持つことのできる保護や療育が実施され、子どもにも水平目線である。プライバシーの配慮として、個人情報を用意に子どもの生活エリアに持ち込まない、机上に残したまま退勤しない等、注意している。コンプライアンス研修を職員に実施している。		
[No. 13] 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか		第三者 評価結果
[No. 13]	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
	☐ 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか	○
	☐ 表現の機会を多くつくり、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか	○
【コメント】		
それぞれの子どもが自分の強み、思いなどを振り返って、自分のよさを実感できる学習の場として、1週間に1回、心理士が担当する授業がある。いつでも助けてくれる人がいて相談できることを日常的なかかわりの中で伝えている。日常的な会話で力づけ、子どもが記入する日記に職員が丁寧に返信する等で自尊感情を高め、自己表現を促し、子どもが肯定的な感情を持つことができるようにしている。今後、権利ノート、一人ひとりが大切な存在であることをメッセージとして伝える資料を作成して使用し、職員が子どもに個別に伝えるだけでなく、子ども同士の話し合いの場、全体に対しても伝えるような取り組みの実施が求められている。		
[No. 14] 子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか		第三者 評価結果
[No. 14]	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A
	☐ 子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか	○
	☐ 子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか	○
【コメント】		
子どもの聞き取りは、児童福祉司や心理士と役割分担して実施している。一時保護所の職員は、子どもが話した場合に職員間で共有してよいかを確認し、行動観察記録を通じて担当の児童福祉司と情報共有をしている。子どもから生育歴や家族歴を聞き取るときに無理な聞き取りはせずに子どものペースを尊重し、配慮や工夫している。スーパービジョン研修、コンプライアンス研修等で聞き取りの技法に関連して学ぶ機会を提供している。今後、職員同士で聞き取りの技法を高める方法を学んで振り返る機会を定期的に持つことが求められる。		

I 子どもの本位の養育・支援（14項目）

【総括コメント】

○養育、支援を実施することで子どものエンパワーメントにつなげている

日常的な会話で力づけて子どもが肯定的な感情が持てるようにし、助けてくれる人がいていつでも相談できると伝えている。子どもが記入する日記には、職員が丁寧に返信し、自己表現を促して自尊感情を高めている。1週間に1回、心理士が担当する授業は、それぞれの子どもが自分の強み、思い等を振り返り、支援の目標に基づいて実施されて自分のよさを実感できる学習の場を設定している。暴力が発生した場合は子どもに個別対応をしてクールダウンできるようにし、子どもから十分に話を聞いて再発防止策が検討されている。

○子どもの意見を把握して尊重できる仕組みを作って活用して実践している

学習室入口や手洗い場付近等という子どもにわかりやすく、目につきやすい場所に意見箱を設置している。意見箱に投函された意見について内容を記録し、対応が可能かを検討している。回答は、子どもに管理職が説明する機会が複数回あるという仕組みを構築している。あるユニットでは、管理職が子どもへのアンケートを実施して困りごとを把握する実践もしている。一時保護所の生活で、お風呂の順番、ゲームの使用、テレビを優先して見る権利等で子どもの意見が表明されて話し合い、職員と検討している。子どもの考えを手紙にして家族、児童福祉司、児童相談所長に送信することも職員に要望すれば可能である。

○子どもの支援を展開するために、児童福祉司とさらなる情報共有、共同して実践することが期待される

一時保護所の職員は子どもとかかわり、児童福祉司は子どもや保護者に支援、調整等を実施するという明確な役割分担があり、一時保護所の職員は児童福祉司と連携している。役割分担を基本としながらも、児童福祉司と一時保護所の職員間で子どもについて情報共有して十分に連携し、必要に応じて一時保護所の職員も子どもの保護者に積極的にかかわるといった多面的な子ども、家庭の支援を展開することが望まれる。

Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備（15項目）

1 適切な施設・環境整備（NO. 15~17）

[No. 15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	第三者 評価結果
[No. 15] 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか □子どもの保護ができる場が用意できているか □開放的環境における対応が可能となっているか（一時保護所内での開放的環境の確保・委託一時保護の活用等） □一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか（適切な監査等を受けているか） □プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか	A ○ ○ ○ ○
【コメント】	
当一時保護所は男子ユニット、女子ユニット、居室スペースが男女で分けられた男女混合ユニット、幼児ユニットの5つのユニットがあり、それぞれの子どもの年齢や特性に応じてユニットが割り当てられている。入所定員は44名となっているが、定員を超過することも多く、子ども同士相部屋となる場合、パーティションにて生活スペースを分けることでプライバシーを確保している。衣服は入所時に貸与している。食事は3食提供しており、多くの子どもから「おいしい」という声が伝えられている。保護人員に比例した共有スペースや遊戯室、直射日光が注ぐ中庭も設けられているため、開放的な作りになっている。設備運営基準を満たしており、さいたま市から定期的に監査を受けている。	
[No. 16] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	第三者 評価結果
[No. 16] 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか □個別性が尊重される日課・ルール・環境となっているか □必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか	A ○ ○
【コメント】	
年齢によらず、周囲に人がいると落ち着かないといった集団生活になじみにくい、個別の対応が必要な児童には本人からの申し出や指導員からの提案に基づいて可能な限り個室を提供している。また、髪色についても集団との合流前に染め直すという方法は取らないようにしている。汚損や盗難の恐れがあるため基本的に私物の持ち込みは認めていないが、学習用品は家庭や学校の希望があれば本人に渡している。私物については小学校低学年については一人一個まで居室への持ち込みを可としている。私物の持ち込みについては今後の検討課題としている。	
[No. 17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	第三者 評価結果
[No. 17] 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか □安心して生活できる環境が確保されているか □日常的に清掃等がされ、衛生的な環境が維持されているか □家庭的な環境となるような工夫がされているか □生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか □必要な修繕等が行われているか □生活場面の中で、どんな外風景が見えるのか	A ○ ○ ○ ○ ○ △
【コメント】	
入所児童による日常的な掃除や委託業者による清掃も毎日入っており住環境の清潔さは保たれている。25項目から成る「生活環境チェックリスト」による点検を年3回実施しており、各職員が施設の生活環境a～cの3段階で評価し、課題があれば特記で指摘している。同チェックリストは回収後、集計・分析の上、優先度に応じて対処されている。ユニットでは家庭的な環境となるように共用スペースでは季節ごとの飾り付けをしており、節分の時には指導員が鬼役となり豆まきをしたり、クリスマスにはサンタクロースに扮するなど季節感を大切にして行事を開催している。所内だけではなく、所外行事として動物園や水族館、博物館等に訪問する行事もあり、子どもの楽しみとなっている。居室には十分に採光が取り入れられているが、子どものプライバシー確保のため、外の景色は見えづらい構造となっている。	

2 管理者の責務 (NO. 18)

[No. 18] 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか		第三者 評価結果
[No. 18]	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	A
	☐ 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか	○
	☐ 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか	○
	☐ スーパーバイズができていますか	○
【コメント】		
さいたま市の人事制度の中で職位に応じた役割が明記されている。当一時保護所においては、管理者及び職員の役割については業務分担表において明確化されている。当一時保護所では管理者は市の定めた職位階層の中で、参事として位置づけられ、一時保護所の決裁権者となっている。業務分担表によれば、参事は児童の入退所や統計、本部・他保護所との連絡・調整等運営上の重要な役割を担っていることが明らかである。当保護所の職員からは職場の人間関係が良く、助け合える関係がある、スーパーバイズの機会が多いといった声が聞かれ、風通しの良い職場であることが窺える。個人面談や事務所内における職員用の意見箱など相談や指導を促進する仕組みがある。		

3 適切な職員体制 (NO. 19~25)

[No. 19] 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか		第三者 評価結果
[No. 19]	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	B
	☐ 受入をする子どもの人数、年齢、状況に応じた、必要な職員が配置されているか	△
【コメント】		
最低基準を満たす人員配置となっているが、子どもの定員超過が頻繁に発生しており、人員増が必要であると認識されている。夜間には各ユニットに職員が配置され、5人体制（混合ユニットは男女で各1名を配置）で夜勤を行っている。夜間に入所対応があった場合などユニットの子ども全体への目配りができなくなる状況も生じており、夜間の人員体制の強化が課題となっている。夜勤等負担が大きい業務についても偏りがないように従事日数が管理されている。		
[No. 20] 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか		第三者 評価結果
[No. 20]	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	A
	☐ 各職種の役割や権限、責任が明確になっているか	△
	☐ 専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか	○
	☐ 相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか	○
【コメント】		
職員は専門職として配置されており、職員は社会福祉士、保育士、教諭、看護師、栄養士、心理士の有資格者から成る。一時保護所内では業務分担表は作成されているが、各職種の役割、責任を明記した職務分掌表は作成されていない。児童にはそれぞれ担当指導員（保育士）が配置され、担当を窓口にして相談部門の担当福祉司や心理司と情報共有している。月に1回の全体会議では一時保護所の全職員及び相談部門の福祉司や心理司が参加し、入所して2～3週間後の子どもの処遇を協議している。		

[No. 21] 情報管理が適切に行われているか		第三者 評価結果
[No. 21]	情報管理が適切に行われているか	B
	☐ 個人情報適切に取り扱われているか	○
	☐ 情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか	○
	☐ 書類や記録等が適切に管理・更新されているか	△
	☐ 子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合には、子どもや保護者の同意を得ているか	△
	☐ 情報管理に関する職員の理解・周知の取組を行っているか	○
【コメント】		
児童の個人情報の取り扱いについては、市の個人情報取り扱い要綱に基づき適正に管理している。また、医療に係る診察券等も施錠されたロッカーで保管されており、受診の際に持ち出す場合はいつ持ち出して戻ってきたかを台帳にて管理している。個人情報が含まれた書類は鍵付き書庫に保存されているが、施錠の時間や担当者については明確に定まてはいない。データは共有サーバーの中に格納されており、機密性の高い情報についてはパスワードで保護されている。登録されたUSBのみ使用が可能となっている。子どもに関する情報について、外部機関と共有する必要がある場合の保護者の同意については児童相談所の福祉司の役割となっているが、一時保護所としても里親や施設等と子どもに関する情報を外部関係者と共有する場合、保護者の同意が得られているか改めて確認されたい。		
[No. 22] 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか		第三者 評価結果
[No. 22]	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	A
	☐ 一時保護に従事するものとして、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組が行われているか	○
	☐ 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組が行われているか	○
	☐ 職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されているか	○
	☐ 職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか	○
【コメント】		
年間研修計画を作成しており、ユニットごとに参加者調整・管理を行い、SV研修やペアトレーニング研修等、外部講師を招いての研修を複数回行い職員の水準を高めている。新採用及び新任の職員は新人新任研修として、児童相談所の業務、一時保護所の運営の研修を受講している。その後、市で作成したプログラムに基づき職員1名を教育担当に指名し1年間かけて新任職員の育成を行っている。人事評価の枠組みにおいて、職員個人ごとの年間目標の設定と振り返りの機会を設けているが、中長期的な視点に基づいた職員個々の育成計画は作成されていない。		
[No. 23] 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか		第三者 評価結果
[No. 23]	職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	A
	☐ 職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか	○
	☐ 職員間で共有・引継する情報の内容は適切か	○
【コメント】		
勤務中の出来事について日勤者と夜勤者の間で引継ぎを行っている。特に係員全員に周知すべき情報については共有のサーバー内で供覧している。一時保護期間中に得られた子どもの情報は行動観察記録としてシステム内にて相談部門とも情報共有がされている。また、月に1回ほぼ全員が集まる全体会議を実施し、効率的に情報の共有を行っている。		

[No. 24] 児童福祉司や児童心理士との連携が適切に行われているか		第三者 評価結果
[No. 24] 児童福祉司や児童心理士との連携が適切に行われているか B ☐ 一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか ☐ 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理士やその他の各部門と十分な連携を図っているか		☐ 一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか ○ ☐ 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理士やその他の各部門と十分な連携を図っているか ☐ 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理士やその他の各部門と十分な連携を図っているか
【コメント】 入所時には入所児アセスメントシートを用いて、一時保護期間中はシステムを基に行動観察記録等情報共有を行っている。北部児童相談所及び南部児童相談所ともに当一時保護所と同じ建物内にあり、一時保護所の課長級以上が参加する相談部門の援助方針会議や一時保護所の全体会議のほか、必要があれば随時簡易的な会議を行うことにより情報共有している。職員調査結果によれば、児童相談所の福祉司、心理士と連絡や連携を取りづらいといった声も複数あり、家庭や施設・関係機関への訪問などにより不在がちな児童相談所の職員との情報共有・連携にはツールなども活用しながら工夫されたい。		
[No. 25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか		第三者 評価結果
[No. 25] 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか A ☐ 適正な就業状況が確保されているか ☐ 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされているか ☐ 福利厚生施設の充実に取り組んでいるか		☐ 適正な就業状況が確保されているか △ ☐ 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされているか ☐ 福利厚生施設の充実に取り組んでいるか
【コメント】 メンタルヘルスへの対応や、ハラスメントの防止策と対応策については市の制度に準じている。職員調査結果では、職場の人間関係が良く、相談・連携がしやすいといった趣旨のコメントが多く出され、人間関係が良好な職場であることが窺える。事務室内には職員用の意見箱も設置され、随時困りごとや相談ごとを投函できるようになっている。また、市の制度下、希望に応じて、産業医との面接することも可能である。一方、夜間対応の増員希望や児童対応に追われ、事務作業時間が確保できず残業が多いという声やユニットごとの負担格差があるといった指摘もあり、就業状況については工夫改善の余地があると見受けられる。客観的に職員の状況を把握するため、ストレスチェックの実施についても期待したい。		

4 関係機関との連携（NO. 26~29）

[No. 26] 医療機関との連携が適切に行われているか		第三者 評価結果
[No. 26] 医療機関との連携が適切に行われているか A ☐ 必要な場面で、医療機関からの協力がえられているか ☐ 子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理士、医師などのチームケアを行える体制があるか		☐ 必要な場面で、医療機関からの協力がえられているか ○ ☐ 子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理士、医師などのチームケアを行える体制があるか ☐ 子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理士、医師などのチームケアを行える体制があるか
【コメント】 同じ建物内に診療室があり、精神医療的に対応が困難な児童は受診につなげ医師よりアドバイスを受けている。また、児童精神科医である子ども家庭総合センター長が関係の医療機関とのネットワークを構築しており、児童の健康診断結果の確認もしている。一時保護所には看護師が3人配置されており、服薬管理も含めた子どもの健康管理、必要に応じて病院やクリニックと連絡を取り、通院の同行もしている。特別な配慮を要する児童にも担当の児童福祉司や児童心理士と連携して対応している。		

[No. 27] 警察署との連携が適切に行われているか		第三者 評価結果
[No. 27] 警察署との連携が適切に行われているか S ☐ 警察署との連携が日頃から行われているか ○ ☐ 警察の面接等に当たっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分に配慮するよう警察と十分に調整を行っているか ○ ☐ 子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか ○		
【コメント】 埼玉県警察から2名の警察官が出向しており、警察対応の窓口になっている。警察から情報提供がなされ当一時保護所から情報を提供することもある。警察から相談があった場合にも出向者から対応のアドバイスを受けており、双方のスムーズな連携につながっている。		
[No. 28] 施設や里親等との連携が図られているか		第三者 評価結果
[No. 28] 施設や里親等との連携が図られているか A ☐ 移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか ○		
【コメント】 児童相談所の担当と連携し、保護児童の普段の様子等を伝え里親や施設とのマッチングに協力している。また一時保護所内で集団の中にいる子どもの状態を確認する里親交流や施設の見学・ショートステイ等には積極的に子ども送り出し、子どもと受け入れ先の相互理解が深まるようにしている。		
[No. 29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか		第三者 評価結果
[No. 29] 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか B ☐ 必要な関係機関との連携を行う仕組みがある ○ ☐ 関係機関とのネットワークを有効に活用できている △		
【コメント】 児童相談所と関係機関の連携は主に担当福祉司が行っている。一時保護所としては、警察や医療機関などの関係機関と連携を随時図っている。所外行事においては、子どもの気晴らしのため子どもとともに図書館や水族館、動物園、博物館などを訪問し、子どもの楽しみとなっている。特別な配慮が必要な子どもの学習支援のため、市教育委員会との連携が模索されており、避難訓練の消防署との連携の可能性について検討されている。		

Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備（15項目）

【総括コメント】

○一時保護所として運営基準を満たしており、十分な養育環境が備わっている

当一時保護所は男子ユニット、女子ユニット、居室スペースが男女で分けられた男女混合ユニット、幼児ユニットの4つのユニットがあり、それぞれの子どもの年齢や特性に応じてユニットが割り当てられている。相部屋となる場合、パーティションにて生活スペースを分けることでプライバシーを確保している。衣服は入所時に貸与しており、食事は3食提供しており、多くの子どもから「おいしい」という声が聞かれる。直射日光が注ぐ中庭も設けられているため、開放的な作りであり、十分な養育環境が備わっていると言える。全職員を対象に「生活環境チェックリスト」による点検を年3回実施しており、各職員が施設の生活環境を項目ごとに評価し、課題があれば指摘する改善の仕組みも備えている。同じ建物の中に、児童相談所と一時保護所が設置されていることから相互に連携しやすい環境となっている。

○報連相が徹底されており、風通しの良い職場であるが、定員超過が頻繁に生じ、特別な配慮が必要な児童が増える中、職員体制の強化が課題となっている

当保護所の職員からは職場の人間関係が良く、助け合える関係がある、スーパーバイズの機会が多いといった声が聞かれ、風通しの良い職場であることが窺える。個人面談や意見箱の設置など職員から相談のしやすい仕組みも備えられている。一方で、定員超過が頻繁に起こり、児童への配慮や距離感の維持やプライバシーの確保が困難となる状況も生じている。職員体制は最低基準を満たしており、夜間にはユニットごとに夜勤の職員が配置されているが、夜間の入所対応があった際、ユニット全体の子どもへの目配りが困難になることもある。特別な配慮が必要な児童が増える中で職員体制の強化が課題となっている。

○関係機関との連携が図られているが、今後の更なる強化に期待したい

現役の警察官が出向職員として配置され、相互の情報提供や警察出向者からの保護所へのアドバイスなどが可能となり、スムーズな連携につながっている。また同じ建物にある子ども家庭総合センター所長が児童精神科医であり、一時保護所には看護師が配置されており、医療関係機関とのネットワークも備えている。また、里親と子どもとの交流会や里親を対象とした研修会を設けるなど、子どもの不安解消と共に里親との連携を深めている。施設とも複数回のショートステイを行いマッチングに協力している。通学事例も発生しており、特別な配慮が必要な子どもの対応にあたり、教育委員会とも連携が模索されている。利用者調査結果からも子どもにとって友達の存在や行事への参加は嬉しいことであり、子どもの社会性を育むため、一時保護所を起点とした関係機関との連携についてもさらなる強化が期待される。

Ⅲ 一時保健所の運営（25項目）

1 一時保護の目的（NO. 30）

[No. 30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか		第三者 評価結果
[No. 30] 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか		A
	☐ 理念・基本方針が職員に周知されているか	○
	☐ 一時保護の目的（安全確保・アセスメント）に即した理念・基本方針となっているか	○
【コメント】		
運営方針と基本理念の関係が分かるよう図説された資料を大きく印刷し、事務室の正面の壁に掲示する事により職員がいつでも閲覧できる状態になっている。運営方針として「児童の福祉に最良の効果をもたらす場」を実現するために、基本理念（「安心・安全な職場づくり」「公平な処遇」「職員の誠心誠意」）を三点定めている。運営方針については年度当初に参事から職員に口頭での説明の機会もある。		

2 一時保護所の運営計画等の策定（NO. 31）

[No. 31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか		第三者 評価結果
[No. 31] 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか		B
	☐ 事業計画が策定されているか	△
	☐ 事業計画に基づく取組みが実施されているか	○
	☐ 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか	△
	☐ 策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか	△
【コメント】		
児童相談所としての年度ごとの組織目標を定めており、その一項目として「一時保護所の業務改善」を掲げている。今年度の同目標では、タブレット導入後の効果や課題の検証、一時保護所からの通学検討、第三者評価の実施と業務への反映、児童保護に係る研修の実施を達成基準として掲げている。組織目標は年間の個人目標に落とし込まれ、年度当初の調整及び年度末の個人面談にて人事評価が行われている。さらに、一時保護所では年度末に向けて予め次年度の年間行事予定を定めており、行事の後には職員のアンケートを実施し、良かった点、改善すべき点をまとめ所長に報告し、次回の計画に反映している。職員アンケートで児童の反応や様子を把握し、改善していくようにしているほか、マニュアルについても年に1回見直しの機会を設けており、施策の動向や児童の意見等も参考にマニュアルを改訂している。一方で一時保護所としての事業全体を網羅する事業計画は策定されていないため、組織目標を踏まえ、職員の意見を集約した一時保護所としての総合的な事業計画の策定に期待したい。		

3 一時保護所の在り方（NO. 32）

[No. 32] 緊急保護は、適切に行われているか		第三者 評価結果
[No. 32] 緊急保護は、適切に行われているか		A
	☐ 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか	△
	☐ 緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか	○
【コメント】		
緊急保護を行うにあたっては、入所に至ったその理由を、必ず子どもへ説明している。説明は担当する児童福祉司が子どもの理解力に合わせて対面で丁寧にしている。また、入所の際には、子どもの身体状況の把握をするため、速やかに健康診断を行っている。センター長でもある医師が担当し、身長・体重・主訴・皮膚の状態等を確認し、記録している。		

4 一時保護所における保護の内容 (NO. 33~41)

[No. 33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	第三者 評価結果
[No. 33] 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか ☐ 個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面に生活面のケアを行っているか ☐ 日課構成は適切か ☐ 一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか	A ○ ○ ○
【コメント】	
毎朝6時30分に居室エリアに音楽を流すことで起床を促している。それでも起床しない場合は個別に対応している。入浴は声かけをして促している。入浴を厭う子どもにはその理由を聞き取った上で、対応方法を提案している。例えば、一人で入りたいからの希望がある場合は、その方向で調整を図っている。就寝は22時だが、寝付かない子どもには眠らなくても横になって身体は休めるようにと助言している。	
[No. 34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	第三者 評価結果
[No. 34] レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか ☐ レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか ☐ 子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか ☐ 必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの安定化等に取り組んでいるか ☐ 遊具や備品について、定期的に点検しているか	A ○ ○ ○ ○
【コメント】	
レクリエーション活動として、室内遊戯室での各種運動、ホールでの読書やゲームなどの遊び、外出や外部の近隣の図書館の利用などを実施している。室内遊戯室では様々なスポーツを楽しむことができる。種目はバスケット、ソフトバレーなど様々な競技を取り入れており、子ども自身の好みに合わせて選択してもらっている。屋外の活動には必ず指導員が付き添い見守りを行うと同時に1か月に一度の遊具の点検を行い、子どもの安全を確保している。	
[No. 35] 食事が適切に提供されているか	第三者 評価結果
[No. 35] 食事が適切に提供されているか ☐ 1日3食の食事が提供されているか ☐ 食事の安全・衛生が確保されているか ☐ 食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか ☐ おいしく食事をするための配慮がなされているか ☐ 子どもが食事を楽しめるための工夫がなされているか	A ○ ○ ○ △ △
【コメント】	
1日3回の食事を定時で提供している。食事前には職員が必ず検食を行い、味や彩り、安全を確認している。季節や歳時に応じた献立の工夫もあり、変化に富む食事となっている。食物アレルギーのある子どもには、除去食及び代替食の提供を進め、食事提供の際には、間違えのないように配膳する取り組みを行っている。食事の時間は現在、黙食となっている。感染症対策がその理由となっているようだが、コロナ渦が終息しているので、改善に向けての検討を求めたい。	

[No. 36] 子どもの衣服は適切に提供されているか		第三者 評価結果
[No. 36] 子どもの衣服は適切に提供されているか		A
☐ 衣服の清潔は保たれているか		○
☐ 衣習慣が身に付くように支援しているか		△
☐ 発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか		△
☐ 必要な場合に、適切な衣服を貸与できるか		○
【コメント】		
入所時に職員といっしょに衣類庫に入って、会話をしながら自分の好みに合う衣服を選んでもらっている。ひとまず上下3セット選んでもらい、貸与している。下着については、すべて入所時に新品のものを提供している。衣服は適切な頻度で洗濯を行っている。個々の子どもの体感温度による交換の要望にも適宜対応している。		
[No. 37] 子どもの睡眠は適切に行われているか		第三者 評価結果
[No. 37] 子どもの睡眠は適切に行われているか		A
☐ 就寝・起床時刻は適切か		○
☐ 睡眠環境は適切か		○
【コメント】		
毎日6時30分起床、21時30分就寝と定めている。春夏秋冬毎に入眠しやすい室温設定に配慮し、照明を工夫している。入所に際して精神的に不安定になっている子どもは不眠の症状となって現れることも多く、個室での対応も積極的に進めている。症状が悪化すれば心理的ケア・医療的ケアにつなげることもあり、医療スタッフとの連携を強固にして対応している。		
[No. 38] 子どもの健康管理が適切に行われているか		第三者 評価結果
[No. 38] 子どもの健康管理が適切に行われているか		A
☐ 子どもの健康状態が把握されているか		○
☐ 子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか		○
【コメント】		
専門職が連携して、子どもの健康状態を把握する事に努めている。毎朝7時と午後3時には、検温を実施している。子どもへの個別対応が必要な事態となった場合には、まずは看護師に対応を依頼し、健康観察を行った後に指導員・保育士と情報共有するようにしている。受診が必要と判断した場合には看護師もしくは担当する児童福祉司が同行して外来受診を行っている。		
[No. 39] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか		第三者 評価結果
[No. 39] 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか		B
☐ 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか		○
☐ 在籍校との連携が図られているか		△
☐ 通学可能な子どもへの対応について、通学機会の確保に努めているか		△
【コメント】		

入所直後には、子どもの学習習熟度を知るため、学習テストを行っている。そうして子ども一人ひとりの習熟度を把握した上で、それに合ったレベルの学習支援を行っている。子ども自身が希望すれば在籍校の教材を使って課題を進めることができる。現在、定期的に通学できている子どもはいないが、実績として高校生が定期試験の期間中だけ一時保護所から在籍する高校に通学した事例があった。

[No. 40] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか		第三者 評価結果
[No. 40] 未就学児に対しては適切な保育を行っているか ☐ 保育所運営指針による保育を基本としているか ☐ 発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか		A ○ ○
【コメント】 保育士が毎月保育計画を策定し、入所した幼児の発達段階に沿った保育や遊びを提供している。また、年齢に合った玩具、遊具を取り揃え、個々の発達に対応できるようにしている。幼児を対象としたユニットは、小人数で余裕をもった生活ができるようになっており、所内に備わっている玩具や運動器具を使って遊びに興じたり、近隣への散歩などを行い自然に触れることや思い切り身体を動かすことで気分をリフレッシュすることにも取り組んでいる。		
[No. 41] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか		第三者 評価結果
[No. 41] 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか ☐ 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか ☐ 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか ☐ 家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意志や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか		A ○ ○ ○
【コメント】 家族に対する支援や対応、面会の判断は児童相談所の児童福祉司がすべて取り行っており、一時保護所は直接関わることはないが、子どもに対して行った情報提供や説明の内容についての情報共有は両者間で綿密に行っている。家族との面会等については子どもと面談を行うなどして、拒否もできることを伝えるとともに、十分に心の内を聴き取り、子どもの不安軽減の対応を行いながら子どもの意思を最大限尊重しながら、慎重に進めている。		

5 特別なケアの実施 (NO. 42~49)

[No. 42] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか		第三者 評価結果
[No. 42] 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか		A
☐ 受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか		△
☐ 子どもの問題に応じた性教育などの支援を行っているか		○
☐ 一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対応が行われているか		○
☐ PTSD症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか		○
【コメント】		
入所時にはカンファレンスを行い、性的問題だけではなく、その周辺課題も含めて多角的にアセスメントを行っている。性的虐待・性被害を受けて入所した子どもについては個室で対応する等配慮している。入所中の子ども間で性的問題が発生した場合は、状況確認後児童相談所の性暴力対策チームに報告を上げ、適切な対応を行っている。また、性的事件・事故を予防するため、心理士が男女間の適切な距離の取り方や看護師が個別に生理に関する情報提供などを実施している。		
[No. 43] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No. 43] 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか		B
☐ 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか		△
☐ アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか		△
☐ 他害等の逸脱行動があった場合の対応が明確になっているか		△
【コメント】		
子どもに自傷他害等の逸脱行動がある又は行う可能性のある場合には、その関連情報も含めて看護師、指導員、保育士間で情報を共有し、周囲への影響も考慮した上、可能な限り個室対応を行っている。自傷の背景のアセスメントについては児童相談所心理士や一時保護所の心理士が生活状況等情報収集を行い、担当指導員と共に適切なケアを行っている。他害等の逸脱行動があった場合は所属長の決裁後に最長3日間の個別対応を実施するようにしている。		
[No. 44] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No. 44] 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか		B
☐ 無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか		△
☐ 無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っているか		△
☐ 無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っているか		△
【コメント】		
居室エリア全てに施錠しているため、所内からの無断外出は事実上不可能であるという前提に立っており、無断外出を行う可能性のある子どもについてのアセスメントは実施していない。通院や面会の機会を利用し脱走を企てる可能性のある子どもについては、無理な逃亡は、車に轢かれたり、転倒して怪我のリスクがある事を十分に説明し納得させている。無断外出が発生していないが、発生した時に備えた対応マニュアルは用意してある。		

[No. 45] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No. 45] 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか		B
☐ 一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか		△
☐ 重大事件に係る触法少年の一時保護に適切な居室が確保されているか		△
☐ 重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか		△
【コメント】		
重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護については、必ず他児から離された個室で対応したり、県警から出向している警察官と共に交代で見守りを行うなどの特別な対応が取られることになっている。		
[No. 46] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか		第三者 評価結果
[No. 46] 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか		A
☐ 身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか		○
☐ 葬儀等に参加させているか		○
☐ 必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか		△
【コメント】		
身近な親族等を失った際の対応は担当する児童福祉司が行っている。これまでの事例では、祖父母が逝去した際の葬儀に参加させている。親が迎えに来て、連れ出すところを見送り、帰所したところで「大変だったね」などの適切な言葉掛けをするなどして出迎えている。就寝時等も不測の事態に備えて注意深く行動観察をしている。今後は、児童福祉司と連携しながらグリーフケアなど、もう一歩踏み込んだ取り組みを行うことを期待したい。		
[No. 47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか		第三者 評価結果
[No. 47] 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか		B
☐ 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか		△
☐ 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか		△
【コメント】		
被虐待児の受け入れる場合には、担当の児童福祉司や心理士に経緯を確認しつつ適切な支援を一時保護所職員間で共有するとともに、必要と判断されれば個室対応を行っている。集団に合流させる際には慎重な対応を心がけている。例えば、夜間に入所した場合は、時間を十分に取って、翌日の夕食時からの合流としている。また顔に傷跡が残る場合は、合流は極力控えるようにしている。		

[No. 48] 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか		第三者 評価結果
[No. 48]	障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	B
	☐ 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか	○
	☐ 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	△
	☐ 障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか	△
【コメント】		
施設設備面では、段差解消やエレベーター設置等、バリアフリー環境は十分に整備されている。普段、入所している子どもに対し、障害児への理解を求める指導等は特段行っていないが、障害が顕著にわかる子どもが入所した際には、集団に合流する前に集団側の子どもに対し、障害への理解や互いを思いやる関係の大切さを説いて、障害児もそうでない子どもも共に円満に生活できるようにしている。		
[No. 49] 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか		第三者 評価結果
[No. 49]	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
	☐ 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか	○
	☐ 受入を行った場合には、対応方針に応じたケアが行われているか	△
	☐ 服薬管理や医療行為は適切に行われているか	○
【コメント】		
担当する児童福祉司が家族に服薬や通院の状況を確認しており、それを看護師に伝達している。家庭から薬を預かった場合は看護師が処方内容の確認を行い、服薬の量や回数を指導員、保育士に周知を徹底している。薬の管理については子どもが触れないように手提げ金庫に収納し、各個人ごとのポーチ内に提供確認のメモを入れ、投薬忘れ等の事故を未然に防いでいる。		

6 安全対策 (NO. 50~52)

[No. 50] 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか		第三者 評価結果
[No. 50]	無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	B
	☐ 無断外出があった場合の対応は明確になっているか	△
	☐ 無断外出の未然防止に努めているか	△
【コメント】		
居室エリア全てに施錠しているため、所内からの無断外出は不可能であるという前提に立っている。そのため、無断外出が発生したその後についての対応策は持っていない。通院や面会の機会を利用し脱走を企てる可能性のある子どもについては、無理な逃亡は、車に轢かれたり、転倒して怪我のリスクがある事を十分に説明し納得させている。		
[No. 51] 災害発生時の対応は明確になっているか		第三者 評価結果
[No. 51]	災害発生時の対応は明確になっているか	B
	☐ 火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか	○
	☐ 避難訓練を毎月1回以上実施しているか	○
	☐ 日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めている	△
【コメント】		
事務室内に休日・夜間緊急連絡先、避難経路、不審者対応、火災対応、重病・大けが対応連絡先一覧を掲示しており、不測の事態に備えている。また、毎月1回全ユニットを対象に火災や地震、不審者の侵入に対する避難訓練を行っている。実施後は職員アンケートを実施し改善点を検討すると共に、実施報告を全職員と共有する事により防災の意識を高めている。消防署との連携した避難訓練や点検は未実施であり、課題となっている。		
[No. 52] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか		第三者 評価結果
[No. 52]	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
	☐ 感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか	○
	☐ 感染症が発生した場合の対応が明確になっているか	○
【コメント】		
厚生労働省作成の感染対策マニュアルを活用している。感染症が疑われる児童については個室で対応し、拡大防止に努めている。食中毒予防については厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルにそった給食を提供している。子どもに対しては、洗面スペースに張り紙をしたうえで食事前には必ず手を洗うことを指導し、面接等で定時に喫食が出来なかった場合には提供から2時間以内に食すよう周知している。		

7 質の維持・向上 (NO. 53, 54)

[No. 53] 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか		第三者 評価結果
[No. 53]	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	A
	☐ マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか	○
	☐ マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組が行われているか	○
	☐ マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがあるか	△
	☐ マニュアル等の内容について見直し等が行われているか	○
【コメント】 作成されたマニュアルは職員全体で閲覧できるように、サーバー内に電子データとして共有されている。マニュアルの実効性を高める為に年に1回各ユニットの担当が見直しを行い、施策の動向や児童の意見などを踏まえて改訂している。		
[No. 54] 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか		第三者 評価結果
[No. 54]	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	B
	☐ 自己評価が定期的に行われているか	○
	☐ 外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか	○
	☐ 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組が行われているか	△
	☐ 職員間での共有や職員一体となった取組が行われるようになっているか	△
【コメント】 年に3回、職員に生活環境チェックリストの作成を行い、達成度の評価を行い、その結果を集計し周知する事で一時保護所の生活環境の課題を共有している。また、マニュアルを年1回施策の動向や子どもの意見などを取り入れながら見直しを行っている。人事評価の一環として、組織目標に基づいて個人目標を立て、年度当初の個人面談を経て、年度末に達成状況の評価を行っている。また、3年に一度と義務付けられている第三者評価の受審を行い、評価を踏まえた一時保護の質の向上に努めている。前回第三者評価受審時のコメントを受け、適切な処遇の実施に向けて令和4年度に大学教授を講師に招き職員研修を行った。中長期的な方向性や組織目標に対する取り組みや結果について文書化に期待したい。		

Ⅲ 一時保健所の運営 (25項目)

【総括コメント】

○質の向上に向けて、生活環境や、マニュアルの見直し、第三者評価に取り組んでいる 年に3回、職員に生活環境チェックリストの作成を行い、達成度の評価を行い、その結果を集計し周知する事で一時保護所の生活環境の課題を共有している。また、マニュアルを年1回施策の動向や子どもの意見などを取り入れながら見直しを行っている。3年に一度と義務付けられている第三者評価の受審を行い、評価を踏まえた一時保護の質の向上に努めている。
○中長期的な質の向上のための計画文書の策定に期待したい 人事評価の一環として、組織目標に基づいて個人目標を立て、年度当初の個人面談を経て、年度末に個人レベルでの達成状況の評価を行っている。3年に一度と義務付けられている第三者評価の受審を行い、評価を踏まえた一時保護の質の向上に努めている。質の向上に取り組んでいると見受けられるが、今後、質の向上に向けての中長期的な計画の策定に期待したい。

IV 一時保健所における子どもへのケア・アセスメント（5項目）

1 アセスメントの実施（N0. 55, 56）

[No. 55] 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか		第三者 評価結果
[No. 55]	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	A
	☐ 一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか	○
	☐ 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか	△
【コメント】		
子どもや子どもの家庭に関する情報等は、入所時に担当の児童福祉司を通じて得ており、電子支援システムに、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を項目毎に整理して入力している。システムにはすべての職員がアクセスできるようになっており、情報共有ができています。こうした情報は、入所の支援方針やすでに入所している子どもとの合流をする際に行う支援に活用している。		
[No. 56] 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか		第三者 評価結果
[No. 56]	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	A
	☐ チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか	○
	☐ 総合的なアセスメントに基づく個別援助指針（援助方針）が策定されているか	○
【コメント】		
担当する児童福祉司より、入所前の生活状況等の情報を取り入れた上で、入所日以降の一時保護所での多職種による行動観察を下にして総合的なアセスメントを行い、担当指導員が援助方針を立案している。援助方針は月に1回開催する担当者会議において、担当児童福祉司同席のもと他指導員の助言を加味して、一時保護所の方針として練り上げている。		
2 個別援助指針の策定及び個別ケアの実施（N0. 57, 58）		
[No. 57] 援助指針に沿った個別ケアを行っているか		第三者 評価結果
[No. 57]	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	S
	☐ 個別援助指針（援助方針）に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか	○
【コメント】		
一時保護所のケアは個別ケアであることを十分認識した支援体制が組まれていることは確認できた。ここの個別ケアについても子ども毎の特性や能力に応じたケアを柔軟に行っている様子が記録等から読み取れた。また、そうした個別ケアを担当児童福祉司を中心として看護師や心理士など多職種で取り組んでいる。		
[No. 58] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか		第三者 評価結果
[No. 58]	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	B
	☐ 子どもとの関わりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか	○
	☐ 子どもの変化に応じた支援が行われているか	○
	☐ 必要以上に長期間の保護が行われていないか	△
【コメント】		
入所期間が長期にならないように担当の児童福祉司と連携を深めて保護期間中に次の生活場所を調整している。学習や運動等日常の関わりと同時に食事や入浴、就寝にも積極的に関わり、入所している子どもの関係性や特徴を把握するようにしている。対応で必要な変化が生じた場合は、各指導員、保育士に情報共有、支援をしている。今後、保護期間で子どもが次に生活場所する場所が子どもの最善の利益に資するように決定できるようにさらに努めていき、長期的な利用期間の子どもの状態や心理面での変化をアセスメントする基準を定期的に見直し、実施すること等が求められている。		

3 子どもの観察 (NO. 59, 60)

[No. 59] 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか		第三者 評価結果
[No. 59]	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	A
	☐ 子どもの全生活場面について行動観察を行っているか	○
	☐ 子どもの行動観察の結果を記録しているか	○
【コメント】		
学習や運動等、日常の関わりと同時に食事や入浴、就寝に積極的に関わり、入所する子どもの関係性や特徴を把握するようにしている。対応が必要な変化が生じた場合は、各指導員、保育士に情報共有して支援している。行動観察の基準を作って支援実践のモニタリングを実施することが重要である。行動観察のポイントを明らかにし、モニタリング基準を作り、心身状態の変化を記すことが必要である。観察記録を作成して観察ポイントなど、モニタリングの基準を明らかにして状態の変化を的確に把握することにつなげている。観察して個別の課題を把握しているので、今後支援方針・支援計画と連携することが求められる。		
[No. 60] 観察会議が適切に実施されているか		第三者 評価結果
[No. 60]	観察会議が適切に実施されているか	B
	☐ 職員は、業務引継を適切に行っているか	○
	☐ 観察会議を実施し、子どもの観察結果の検討・とりまとめが適切に行われているか	△
【コメント】		
業務の連続性を持たせるため、毎日8時30分～夜勤者から日勤者へ、15時30分～日勤者から夜勤者へ勤務中の出来事について引継ぎをし、特に係員全員に周知する情報は共有のサーバー内で供覧している。交代勤務の特性で引き継ぎ情報の共有が丁寧に実施にされている。毎月、観察会議を開催して各担当児童の進捗状況を報告して困難な面があれば相談できるようにしている。職員は担当者ケース持ち、行動観察記録のまとめ、児童福祉司との連絡など、子どもの支援を中心的に把握する役割を担っている。児童福祉士への引き継ぎ項目が定まらないこともあり、引き継ぎ項目の整理が必要とされている。今後、観察会議の回数を増加させ、モニタリング機能のある観察会議を開催することが求められる。		

IV 一時保健所における子どもへのケア・アセスメント (5項目)

【総括コメント】

○毎月、観察会議を開催し、子どもの担当者が行動を観察して観察記録にまとめている
 子どもの行動観察をして観察記録等に記述し、記録システムを使用して情報共有に努めている。子どもには、一時保護所で指導員と保育士の各担当者を配置して記録の整理し、担当の児童福祉司との連携を進めている。観察記録は丁寧に記述して子どもへの支援状況が分かるように課題分析をしている。観察会議を毎月開催し、入所した子どもの主訴に応じた援助目標を確認している。今後、長期の入所期間となる子どもにはモニタリング会議を定期的開催することが求められる。

V 一時保護の開始及び解除手続き(4項目)

1 開始手続き (NO. 61, 62)

[No. 61] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	第三者 評価結果
[No. 61] 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか ☐ 子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか ☐ 日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか	A ○ ○
【コメント】	
入所時インテークの際に担当係長からユニットごとのルールを説明している。入所前には担当児童福祉司から家庭の様子や状況などの背景情報を入手し、入所時にはアセスメントシートを用いてヒアリングを行い、同シートに記載された情報の共有を行ったうえで、子どもの特性に応じて援助方針を立て、一時保護中も適切な支援を行うようにしている。入所直後に学習テストを行い、本人の学力にあったレベルの学習支援を行う。入所中は保護所の保管庫の衣類の中から子どもが自ら選んだ好みの3組みの服を貸与している。	
[No. 62] 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	第三者 評価結果
[No. 62] 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか ☐ 子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか ☐ 一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮しているか ☐ 子どもが所持すべきではないもの、明らかに子どもの所持物でないものがあつた場合には、適切に保管もしくは返還等が行われているか	B △ ○ ○
【コメント】	
汚損や盗難の恐れがあるため基本的に私物の持ち込みは認めていないが、学習用品は家庭や学校の希望があれば本人に提供している。また、低年齢の児童については自宅で使用していたぬいぐるみ等一人一個までの使用を認めている。今後、私物の持ち込みについて検討する予定であるが、基準を作成することが課題となっている。一時保護時に持ち込んだ物品についてはリストにまとめ、貴重品については保管庫の金庫に格納し、退所時に本人とともにリストを確認しながら返還している。	

2 解除手続き (NO. 63, 64)

[No. 63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	第三者 評価結果
[No. 63] 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか ☐ 一時保護の継続判断を行うために、児童相談所等に必要な情報の提供をしているか ☐ 一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引き継いでいるか	B △ △
【コメント】	
保護解除についての対応は、児童福祉司の業務として認識されており、次の生活場所や施設等からの情報の照会に応じている。一時保護期間中に得られた子どもの情報は行動観察記録として担当福祉司や担当心理司に共有している。保護継続や解除の判断材料となる一時保護期間の子どもの行動・心理等の情報についても児童相談所の担当と適宜共有をしている。保護解除後、里親委託や施設入所となる場合は事前に里親交流や複数回のショートステイなどに送り出し、なじめるように配慮しており、外泊後には子どもと振り返りも行っている。施設の担当者が集団の中の子どもの様子を観察に来ることもある。	
[No. 64] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	第三者 評価結果
[No. 64] 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか ☐ 子どもの所有物は、一時保護解除時に返還しているか ☐ 子ども以外の者への返還は、適切に行われているか	A ○ ○
【コメント】	
一時保護時に持ち込んだ物品についてはリストにまとめ、退所時に本人とともにリストを確認しながら返還している。入所児童以外への返還は担当福祉司に依頼している。	

V 一時保護の開始及び解除手続き(4項目)

【総括コメント】

○子どもに関する情報は一時保護の開始時や一時保護解除前に児童相談所と共有している
入所前には担当児童福祉司から家庭の様子や状況などの背景情報を入手し、入所時にはアセスメントシートを用いてヒアリングを行い、同シートに記載された情報の共有を行ったうえで、子どもの特性に応じて援助方針を立て、一時保護中も適切な支援を行うようにしている。一時保護期間中に得られた子どもの情報は行動観察記録として担当福祉司や担当心理司に共有している。保護継続や解除の判断材料となる一時保護期間の子どもの行動・心理等の情報についても担当福祉司等と随時共有をしている。

○私物の持ち込みについては今後の検討課題としている
汚損や盗難の恐れがあるため基本的に私物の持ち込みは認めていないが、学習用品は家庭や学校の希望があれば本人に提供している。また、低年齢の児童については自宅で使用していたぬいぐるみ等一人一個までの使用を認めている。今後、私服の使用等について検討する予定であるが、不公平感のない基準を作成することが課題となっている。